

令和8年1月中旬回覧

今回の回覧物は以下の 11 件です。

1. 区費等引き落としについて（お願い）
2. 委任状、藤宮神社委員会地域住民総会について（通知）
3. 区長だより、防災の視点 1 月号
4. 運営組織見直しブロック代表制の概念と組長役務の明確化について
5. 藤宮自治区 防災意識アンケート
6. 豊田市立中山小学校における改修工事について（お知らせ）
7. 藤岡の楽園通信 2025 年度冬号
8. 包括的性教育
9. 第 16 回包丁砥ぎ体験会
10. サロンふじなん 魂音 Singer きき弾き語りライブ
11. 地域を探訪ウォーキング 田茂平自治区編

今回の配布物は 1 件です。

令和7年度ふじおかプレミアム商品券

令和8年1月吉日

藤宮自治区区民の皆様へ

藤宮自治区 区長 小川 和成

特別会計 井川 嗣朗

区費等引き落としについて（お願い）

日頃は自治区活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

見出しの件、藤宮自治区では自治区区費を年間4回に分けて納入いただいています。1月は令和7年度第4期の納入月となっておりますので、引き落とし口座の残金の確認をよろしくお願いいたします。

1. 引き落とし日

令和8年1月30日（金）

2. 引き落とし金額

一般 6,600円（2,200円/月 × 3か月分）

借家(3年未満) 4,500円（1,500円/月 × 3か月分）

3. その他

引き落とし手続きを未実施の対象者につきましては、手紙にて請求書を送

付しますので1月末日までに指定口座への振り込みをお願いいたします

問い合わせ先 藤宮自治区

76-4199または toei@hm8.aitai.ne.jp

委任状

令和8年1月10日

藤宮神社委員会

藤宮神社総会代表
<神社委員長>

住所 豊田市西中山町太田71-14

内田 正一郎

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します

記

令和8年2月22日(日曜日)開催の藤宮神社委員会地域住民総会における議決に関すること
(別紙「令和7年度 藤宮神社委員会地域住民総会資料」をご参照下さい)

令和8年 月 日

組 総世帯数 世帯

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

その他

(質問・意見等があれば、下記にご記入下さい。また書き切れなければ裏面にご記入下さい)

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

その他

(質問・意見等があれば、下記にご記入下さい)

回覧

藤宮自治区地域住民の皆様

令和8年1月10日

藤宮神社委員会 総代 梅村保男
藤宮神社委員会 委員長 内田正一郎

令和7年度 藤宮神社委員会地域住民総会について(通知)

日頃は藤宮神社委員会活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
表記の件について、「藤宮神社委員会規約」の一部改正及び「藤宮神社委員会運営細則」の制定
について、以下のとおり執り行うこととしますのでよろしくお願い致します。

記

- 1 藤宮神社委員会規約の第14条にて、規約を改廃する場合は、地域住民総会において
出席者の3分の2以上の同意を必要とする

(地域住民総会の招集等)

第11条 地域住民総会は、神社委員長がこれを招集し開催する。

- (1) 議決権は、原則として世帯単位とする。
- (2) 地域住民総会の議長は、出席者の中から互選する。
- (3) 地域住民総会は、地域住民世帯数の半数以上の出席により成立する。

ただし、委任状の提出をもって出席とみなすことができる

- (4) 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 その他(委任状の提出について)

- ① 提出期限 令和8年2月7日(土)第11回委員会まで
(総会要領と委任状が届き次第、随時提出可)
- ② 提出先 藤宮ファミリーホール事務所もしくは事務所前ポストへ
- ③ 総会出席者 総代・・・ 梅村保男 委員長・・・ 内田正一郎
書記・・・ 上島啓史 会計・・・ 菱田裕美
委員・・・山田好秋、折口博武、山本律子、酒井文男
伊藤祐介、原田博史、石川義行、肥後英男、大野勝貴
議長・・・馬場隆二
- ④ 総会期日 令和8年2月22日(日)午前9時から
当日、出席者は藤宮神社委員会地域住民総会の確認作業と
事後処理を行います。

令和7年度 藤宮神社委員会地域住民総会資料

日時:令和8年 2月 22日(日)9:00~12:00

場所:ファミリーホール

<式次第>

総会成立の確認司会:上島

1. 開会の辞司会:上島

2. 議案審議<議長委任>議長:馬場

(第1号議案)「藤宮神社委員会規約」一部改正委員長:内田

(第2号議案)「藤宮神社委員会運営細則」の制定委員長:内田

3. 議長解任議長:馬場

4. 閉会の辞司会:上島

1. 「藤宮神社委員会規約」一部改正

第1号議案

【承認案件】

○「藤宮神社委員会規約」の一部改正について

理由 平成17年(2005年)以降、神社委員会における役員数及び手当の見直しが約20年間行われていないことから、現状における神社委員会の役員数及び物価高騰などを考慮した神社委員会手当の規約を改正する。

(1)第6条(役員と任期)及び第8条(役員の職務)において役員数を追加改正する。

・現状 (1)委員長1名 委員会の運営を統括し委員会を代表する。
(2)書記1名 委員会における議事録・書類の作成、行事の記録保存・整理
また、委員長に事故あるときは職務を代行する。
(3)会計1名 委員会の会計事務
(4)神社総代1名 神社庁との会合出席、地域神社行事の企画相談役

・改正案 (1)神社総代1名 神社庁との会合出席、地域神社行事の企画相談役
(2)委員長1名 委員会の運営を統括し委員会を代表する。
(3)副委員長1名 委員長の補佐及び委員長に事故あるときは職務を代行する。
(4)書記1名 委員会における議事録・書類の作成、行事の記録保存・整理
(5)会計1名 委員会の会計事務
(6)その他の役員若干名 委員会が運営細則で定める

(2)第9条(手当)において役員及び委員の手当を改正する。

・現状 委員会は、委員及び役員にて手当を支給する。

手当は、次のとおりとする。

・神社総代 10,000円

・委員(役員兼務の者を含む) 10,000円

・改正案 委員会は、役員及び委員がその職務を遂行する上で要する経費を支弁するため、
手当を支給できる。

手当は、委員会が運営細則で定める。

藤宮神社委員会規約新旧対照表

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
藤宮神社委員会規約	藤宮神社委員会規約
<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(役員と任期)</p> <p>第6条 委員会はその役員を置き、任期は神社総代を除き、原則4月1日より翌年3月末日迄の1年間とし、委員の在任期間中の留任を妨げない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)委員長 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(2)副委員長 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(3)書記 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(4)会計 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(5)神社総代 1名(任期は3年を目途)</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(6)その他の役員 若干名</u></p> <p><u>2 前項第5号の役員については、委員会が運営細則で定める。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(役員職務)</p> <p>第8条</p> <p style="margin-left: 20px;">1 神社総代は、神社庁との会合出席や地域神社行事の企画相談役を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 委員長は、委員会の運営を統括し委員会を代表する。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>3 副委員長は、委員長の補佐及び委員長に事故あるときは職務を代行する。</u></p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(役員と任期)</p> <p>第6条 委員会は次の役員を置き、任期は神社総代を除き、原則4月1日より翌年3月末日迄の1年間とし、委員の在任期間中の留任を妨げない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)委員長 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(2)書記 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(3)会計 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">(4)神社総代 1名(任期は3年を目途)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(役員職務)</p> <p>第8条</p> <p style="margin-left: 20px;">1 神社総代は、神社庁との会合出席や地域神社行事の企画相談役を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 委員長は、委員会の運営を統括し委員会を代表する。</p>

4 書記は、委員会における議事録・書類の作成、行事の記録保存・整理を行う。

5 会計は、委員会の会計事務を行う。

6 第6条第1項第5号の役員の職務については、役員会が運営細則で定める

(手当)

第9条 委員会は、役員及び「委員がその職務を遂行する上で要する経費を支弁するため、手当を支給できる。

2 前項の手当は、委員会が運営細則で定める。

第10条 以降（略）

付則

.....

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

3 書記は、委員会における議事録・書類の作成、行事の記録保存・整理を行う。また、委員長に事故あるときは職務を代行する。

4 会計は、委員会の会計事務を行う。

(手当)

第9条 委員会は、委員及び役員に手当を支給する。

1 手当は、次のとおりとする。

- ・ 神社総代 10,000 円
- ・ 委員（役員兼務の者を含む） 10,000 円

第10条 以降（略）

付則

.....

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2. 「藤宮神社委員会運営細則」の制定

第2号議案

○「藤宮神社委員会運営細則」の制定について

理由 「藤宮神社委員会規約」の一部改正に伴い、区民の参加と責任を明確にするため新たに「藤宮神社委員会細則」を制定する。

第1条(目的)

この細則は、藤宮神社委員会運営の細部を定めることにより、区民の参加と責任を明確にするために定める。

第2条(その他の役員)

藤宮神社委員会規約第6条第5号に定めるその他の委員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1)副書記 1名
- (2)副会計 1名
- (3)備品係 1名
- (4)副備品係 1名

第3条(その他の役員の職務)

藤宮神社委員会規約第6条第5号に定めるその他の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)備品係は、藤宮神社委員会が保有する機材等のすべてを掌理する。

第4条「(役員及び委員の手当)

藤宮神社委員会規約第9条に定める役員及び委員等の年額の手当は、次のとおりとしその支払いは3月末までに支払われるものとする。

- (1)神社総代 30,000円 3年以上は 50,000円とする
- (2)委員長 30,000円
- (3)副委員長 10,000円
- (4)書記 20,000円
- (5)副書記 10,000円
- (6)会計 20,000円
- (7)副会計 10,000円
- (8)備品係 20,000円
- (9)副備品係 10,000円
- (10)委員 10,000円

付則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

2. 「藤宮神社委員会運営細則」の制定

藤宮神社委員会 運営細則

令和8年4月1日制定

藤宮神社委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、藤宮神社委員運営の細部を定めることにより、
区民の参加と責任を明確にするために定める。

(その他の役員)

第2条 藤宮神社委員会規約第6条第5号に定めるその他の役員は、
次に掲げるものとする。

- (1) 副書記 1名
- (2) 副会計 1名
- (3) 備品係 1名
- (4) 副備品係 1名

(その他の役員職務)

第3条 藤宮神社委員会規約第6条第5号に定めるその他の役員の
職務は次の通りとする。

- (1) 副書記は書記の補佐を行い、副会計は会計の補佐を行う
- (2) 備品係は藤宮神社委員会が保有する機材等のすべてを
掌理する。
- (3) 副備品係は備品係の補佐を行う

(役員及び委員の手当)

第4条 藤宮神社委員会規約第9条に定める役員及び委員等の年額
の手当は次のとおりとし、その支払いは3月末までに支払われる
ものとする。

- (1) 神社総代 30,000 円 3年以上は 50,000円とする
- (2) 委員長 30,000 円
- (3) 副委員長 10,000 円
- (4) 書記 20,000 円
- (5) 副書記 10,000 円
- (6) 会計 20,000 円
- (7) 副会計 10,000 円
- (8) 備品係 20,000 円
- (9) 副備品係 10,000 円
- (10) 委員 10,000 円

付則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

区 長 だ よ り

令 和 8 年 1 月 号



藤 営 自 治 区 だ け は、ホ ー ム ペ ー ジ を 開 設 し て い ま す。
Q R コ ー ド か ら ア ク セ ス し て み て く だ さ い。



新 年 あ け ま し て お め で と う ご ざ い ま す。

区 民 の 皆 さ ま に お か れ ま し て は、希 望 に 満 ち た 新 春 を お 迎 え の こ と と 心 よ り お 慶 び 申 し 上 げ ま す。

旧 年 中 は、自 治 区 運 営 に 対 し 温 か い ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り、厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す。地 域 の 安 全 ・ 安 心 を 守 る 取 り 組 み を は じ め と し て、多 く の 場 面 で 皆 さ ま の お 力 添 え を い た だ き ま し た こ と、改 め て 深 く 感 謝 申 し 上 げ ま す。

2026年の干支は**午(うま)**となります。特に今年**は60年**に一度巡ってくる特別な年である「**丙午(ひのえうま)**」に当たるそうです。古代中国の「**陰陽五行思想**」に由来して、年や日を数えるのに用いられてきたという**十干(じゅかん)**の「**丙(ひのえ)**」と十二支の「**午(うま)**」は、ともに陰陽の陽における「**火**」の性質を持つとされているようで、**丙午**の年は情熱、行動力、エネルギーが非常に高まる、縁起の良い年と解釈されているようです。新しいことへの挑戦や目標達成に向けて**力強く前進**するのに**最適な年**と言えるようです。

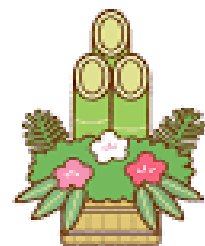
自治区におきましても、様々な**目標達成**に向けて、**力強く前進**していけるよう**精進**していきたいと思ひます。

引き続き、皆さまのご**理解・ご協力**を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆さまのご**健勝**とご**多幸**を心より**祈念**し、新年のご**あいさつ**といたします。

区 長 小 川 和 成

◆ 1月の主なイベント・活動状況



【藤 営 自 治 区】

- 12月28日 (日) 事務所閉館 (年末年始)
- ～1月5日 (月)
- 1月1日 (水) 年越し・迎春 (弥栄神社)
- 1月10日 (土) 第10回 役員会・委員会
- 1月11日 (日) 鏡開き (弥栄神社)
- 1月11日 (日) 五葉会「抹茶のつどい」
- 1月31日 (土) 臨時役員会

藤 岡 南 地 区】

- 1月8日 (木) 藤岡南地区区長会
- 1月10日 (土) 藤岡南コミ二十歳の集い
- 1月16日 (金) 藤岡南地区よすが号パトロール
- 1月22日 (木) 藤岡南交流館運営委員会
- 1月24日 (土) 中山小学校PTCA決算報告会
- 1月24日 (土) 藤岡南コミ役員企画委員合同会
- 1月30日 (金) 中山小学校新校舎内覧会

今月のつづやき日記

その1



弥栄神社 「年越し」「鏡開き」と 五葉会「抹茶のつどい」

1月1日（水）／1月11日（日）

昨年12月31日（火）午後11時頃から元旦2時頃まで弥栄神社にて「年越し」が行われました。晴れ渡る月夜の中ではありませんでしたが、風もなく穏やかに新年を迎えることができました。

カウントダウン後の神社参拝に訪れた区民の方々の数も、例年より少し多く感じられるほどでした。

参拝された方々には甘酒・お菓子(お子さんのみ)・おみくじが振舞われました。(おみくじは無料です)

新しい年を迎えた皆さんの笑顔が印象的でした。

また、1月11日（日）には、午前10時から「鏡開き」が行われました。時々雪が舞う強風の中ではありませんでしたが、古くなった「お札」や「しめ縄」等のどんど焼きとともに、おしるこが振舞われました。弥栄神社を参拝した後は、同日に行われた五葉会の皆さんによる「抹茶のつどい」に参加させていただき、抹茶とおしゃべりで楽しくひと時を過ごさせていただきました。



今月のつづやき日記

その2



藤岡南コミュニティ 二十歳のつどい

1月10日(土)

1月10日（土）午後1時より藤岡南交流館にて「二十歳のつどい」が開催されました。前日9日（金）の午後6時30分より会場準備やリハーサルを行い当日を迎えました。今年は「二十歳のつどい実行委員長」としての立場でもありましたことから、ワクワク・ドキドキの1日でありました。

本年の藤岡南地区参加対象者は、藤岡南中学校の第10期卒業生となりますが、その他の方も含め対象者数は123名。当日の参加者数は105名で約85%の参加率となりました。

本年は「藤岡南中学校での生活思い出アルバム」を中心とした上映会が企画されており、「恩師を囲みながらの同窓会」が賑やかに行われ、昔話に華が咲いておりました。



防災の視点 1月

災害時の停電対策 ～ 停電で困ることは何？～

停電は、地震、水害、豪雪などの自然災害や様々な原因による事故によって、全国各地で一年中発生する可能性があります。しかし、防災世論調査の結果では、**地震が夜間に発生し停電となった場合に備え、停電時に作動する足元灯や懐中電灯等を準備していると回答した世帯は約48%と半数に満たない状態**です。今月は全国どこで発生するかわからない地震、それに伴う停電の中で身を守るため停電対策に取り組みましょう。

停電時に困るものは？ 備えのために知っておきたい停電時の状況

- ・冷蔵庫が**使えない** (46.3%)
- ・冷暖房が**使えない** (20.3%)
- ・照明器具が**使えない** (14.8%)
- ・携帯電話の充電が**できない** (8.3%)
- ・調理器具 (コンロ、レンジなど) が**使えない** (4.3%)



家庭内における停電への備え

あって良かった停電対策	ひとことアドバイス
防寒着 (冬季)	春先でも朝晩は冷え込むため、真冬の上着を準備して。毛布や新聞紙さえもフル活用しましょう。
ボディシート (夏季)	真夏でも冷水だけで入浴するのは意外と大変。こまめに汗を拭いて衛生的な暮らしを心がけて。
使い捨てカイロ アイスパック (夏場)	手元で発熱してくれるカイロは冬季の命綱。夏場は叩くと温度が下がるアイスパックの用意を。
調理不要の食べ物	レトルト惣菜や缶詰、お菓子などは、普段から多めに買う習慣にしておくとお心かも。
カセットコンロ	調理にも、暖を取るにも、煮沸消毒にも使える。普段からガスボンベを多めに備蓄して。
電気式・充電式ライト	スマホのライト機能はバッテリーの消耗大。置きっぱなしの懐中電灯の電池は切れていませんか。
小 銭	キャッシュレス決済やレジが停止する場合も想定。おつりが出ないことも想定して小銭の準備も。
モバイルバッテリー	スマホや小型家電の延命に欠かせません。電池式だと更に安心。ただし、電池は多めに用意を。

運営組織見直し ブロック代表制の概念と組長役務の明確化について

11月の委員会で運営組織見直しの背景について説明させていただいてから、各委員をはじめ区民の皆さまからも貴重なご意見をいただきました。運営組織見直し委員会で情報を共有し順次回答をさせていただく計画です。

今回は、12月の委員会でも予告させていただきましたように、運営組織見直し検討委員会で検討したブロック代表制の概念や組長役務対応の明確化について説明させていただきます。

1) 現状における組長・副組長役務の概念

現状における組長並びに副組長の役務を大別してみると以下の3つと考えます。

① 自治区を運営する上での代議員（区役員）としての役務

毎月開催される委員会へ参加し、自治区役員会で立案した案件等について、組の代表として審議と承認を行っています。

(委員会における議題項目の審議・承認並びに総代会における審議・承認事項等)すなわち、自治区を運営する上での代議員（区役員）としての業務を担っています。

② 自治区を運営する上での企画・運営委員としての役務

自治区の年間計画におけるイベント・行事等を円滑に実施させることを目的として各部会に属し企画・運営委員として活動しています。

③ 各組内における組長（副組長）としての役務

各組内においては、組内住民の異動状況把握及び連絡調整、組内行事等の企画及び実施（環境美化活動・安否確認訓練等含む）、組内における意見の取りまとめや問題点の把握及び自治区への連絡取りまとめ、組内への回覧板・資料の配布等に従事しています。

また、各組内における副組長は組長を補佐するとともに、組長が業務を行えない場合にはその業務を代行することになっています。

2) 運営組織見直しを検討するに至った問題点について

組内の高齢化が顕著になりつつある中、組によっては数年後に後期高齢者の割合が非常に高くなることで、組長・副組長の役務を充分に行う事が困難となる組が増加すると想定します。そのため、**後期高齢者に配慮した組長・副組長の役務変更やその補完組織の新設が必要と考えます。**

また自治区内組数が30組を超えるような現状から、委員会開催等において役員を含め70名以上が参加しており、藤宮ファミリーホールでの委員会開催が収容能力的に限界を迎えています。そのため**現在の方式での委員会開催は、将来的に不可能となることが想定されます。**

委員の方々をはじめ、区民の皆さまの意見の中には、「委員会への参加を組長だけにする。」「自治区の運営委員を組長だけにすれば、現状組織のままで良いのではないか。」等のご意見もありました。

確かに、委員会における参加人数を削減したり、自治区運営委員を組長だけにすれば、現状組織のまま、委員会開催時の収容能力の問題は解決出来ることでしょう。

しかしながら、高齢化に伴う気力、体力の個人差が大きいことから、組長役務（特に部会活動に参加すること）が困難となる方の声も多く、今後に対応配慮等の意見増加が懸念されます。

また組長の任期が1年であることから、自治区運営委員としての部会活動に際し、毎年全委員が交代してしまうことは、各部会の運営引継ぎ等における不安が非常に高くなる懸念され、少なくとも2年の任期を設け、部会委員の半数を入れ替えていく事が必要と考えます。

故に、後期高齢者に配慮した役務変更やその補完組織の見直しを実施しなければ、組長としての役務を充分に行うことが困難となる組への対策が置き去りにされてしまうと考えます。そのため、運営組織見直し委員会では、新しい運営組織の構築基本として**ブロック代表制の概念を導入することに至りました。**

3) ブロック代表制の概念（骨子）

今回提案しているブロック代表制の概念としては、先の組長並びに副組長役務における

- ① 自治区を運営する上での代議員（区役員）としての役務
- ② 自治区を運営する上での企画・運営委員としての役務

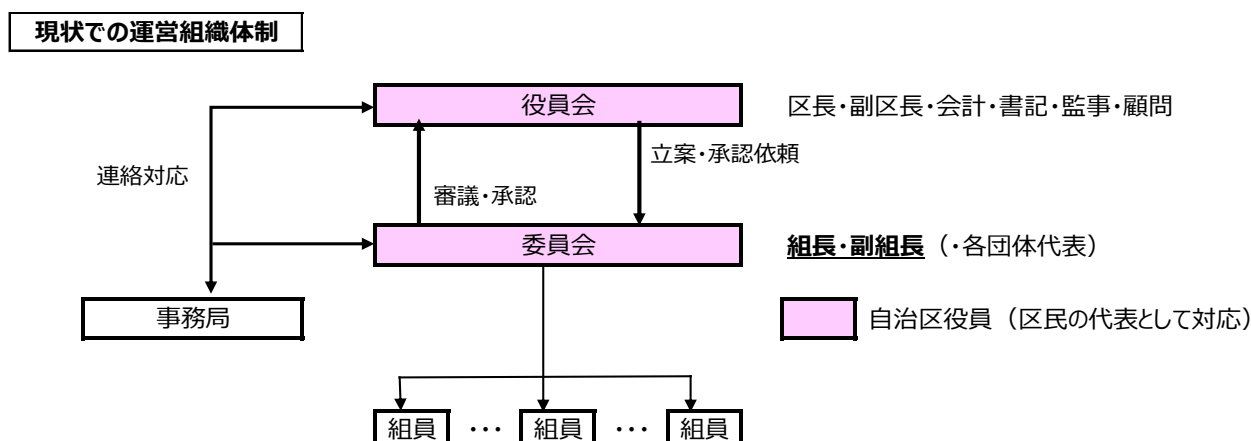
をブロック委員の役務として移行させ、

- ③ 各組内における組長としての役務

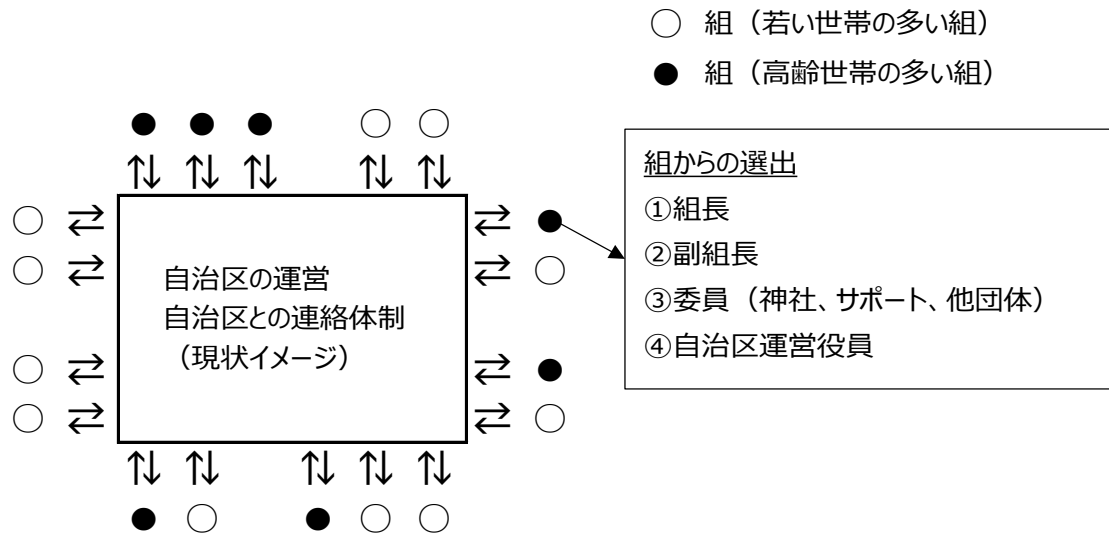
のみを組長役務にしていくものです。これに伴い副組長（役職）を廃止します。

ブロック委員の役務としては、毎月開催する委員会に出席していただき、自治区役員会からの議事・立案・承認依頼に対し、委員会において区民の代表として審議と承認可否等を行っていただきます。

また、自治区運営委員として各部会活動や藤岡南コミュニティ会議の部会委員としての役務を遂行いただきます。



現状における自治区運営体制のイメージ



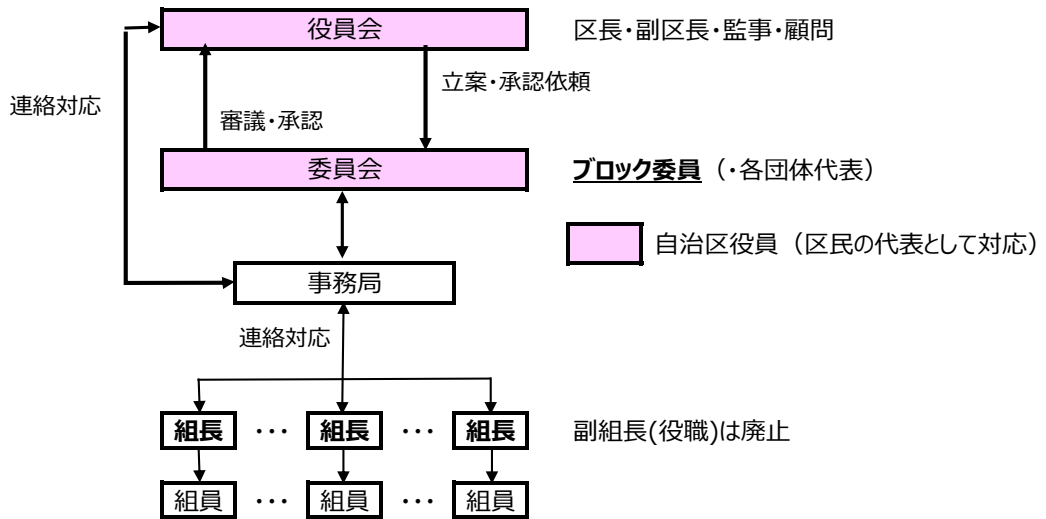
2025年の自治区内世帯数を基に、自治区内の30組（12月現在）それぞれにおいて、組内世帯における75歳未満である世帯数推移を調査しました。

その後、ブロック委員の人数をいくらにすれば良いかを検討した上で、各組のブロック委員選出世帯数（75歳未満）を基にして、ブロック委員1人当たりの対象世帯数ができる限り均衡となること、並びに出来る限り近隣の組によるブロック編成を可能とすることを検討しました。

この結果、運営組織見直し検討委員会においては、ブロック委員数を27名とした上で、自治区内30組（2025年12月現在）を8ブロックに編集し、各ブロック構成となる組の選出を致しました。

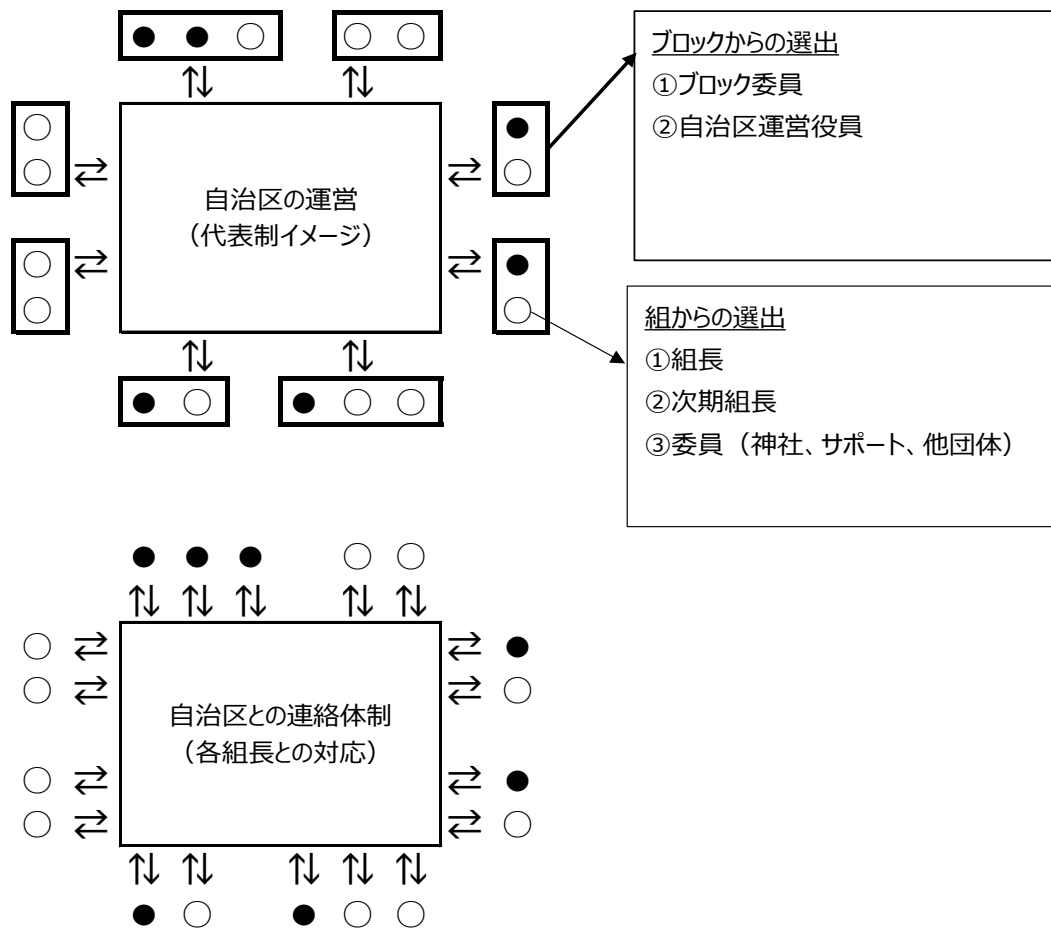
藤宮自治区内 8ブロック編成(案)			
Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
委員数：3名	委員数：3名	委員数：3名	委員数：3名
上1組 上2組 上3組 上12組	上4組 上5組 上11組	上6組 上7組 上8組	上9組 上10組 (上13組)
Eブロック	Fブロック	Gブロック	Hブロック
委員数：4名	委員数：4名	委員数：3名	委員数：4名
中1組 中2組 中3組 中8組	中4組 中5組 中6組 中7組 中9組	下1組 下2組 下8組	下3組 下4組 下5組 下6組 下7組 下9組

変更後の運営組織体制



代表制における自治区運営体制のイメージ
(委員会・部会対応)

- 組 (若い世帯の多い組)
- 組 (高齢世帯の多い組)
- ブロック構成



4) ブロック委員選出方法 (案)

各ブロックにおける総世帯の中から、選出辞退世帯及び現組長・次期組長・次々期組長・現サポート委員・次期サポート委員・現神社委員・次期神社員並びに自治区他団体委員等を除いた対象世帯を抽出し、その中からブロック委員を選出することとします。

ブロック委員の任期は2年とし、毎年半数のブロック委員をグループ単位（青グループ/黄グループ）で入替選出していくこととします。

ブロック委員の選出方法については、以下を基準とします。

① **自薦（自らの立候補による選出）**

⇒自薦書を提出いただき、自治区選考委員会で審議の上受理します。

② **他薦（ブロック内からの推薦による選出）**

⇒ブロック内組長の話合いで選出の上、本人の同意書を自治区に提出いただきます。

③ **抽選（ブロック内対象世帯数の中から抽選で選出）**

各ブロックの対象世帯の代表がすべて1か所に集結して抽選を行うことが本来であるとは存じますが、現実問題（開催日時や代表者の集結等）として難しいと想定します。

そのため、各ブロックの対象世帯からそれぞれの委任状を提出していただき、自治区役員選考委員会で各組長立会いの基に抽選していくことを提案します。

委任状の回収につきましては、組長役務とします。

当初の素案説明においては、①②案の選出実施見込みは無いであろうとの思い込みから③案の選出方法が強調された説明となってしまったこととお詫びします。

若い世帯の多い組からは、「組単位でブロック委員を選出する方が選出しやすいのではないか」とのご意見もありますが、高齢世帯の多い組では、組長選出にも苦慮している中で更にブロック委員を選出することが大変困難であることが想定されるため、複数の組を一つのブロック単位とし、指定された数のブロック委員を選出する方法にて対応したいと考えます。

ご意見の中に「1つの組内から複数のブロック委員が選出される可能性がある」とのご指摘をいただきましたが、ブロック委員は「組単位ではなくブロック単位で定数員を選出するものであり組長等、他の自治区役員や委員と重複(兼務)しないことを条件とします」ので、1つの組内から複数のブロック委員が選出される可能性があることもご理解願います。

なお、選出されたブロック委員の方々の部会配属についても、委任状の提出にて、承知いただいたものとしてします。

ブロック委員の適正な定数員やブロック構成組の見直し、ブロック委員の選出方法等については、今後の委員会で審議していきたいと考えておりますので、皆さまからのご意見もお待ちしております。

5) ブロック委員の選出辞退を希望する世帯について

当初の素案通り、ブロック委員選出に対し辞退可能世帯の条件基準（後述記載）を満たした世帯、またはその他の理由でブロック委員の選出辞退を希望する世帯につきましては、選出辞退理由書に辞退理由を記入した上で、組長経由で自治区に提出していただきます。

選出辞退の可否につきましては、自治区役員選考委員会にて可否決定をします。

選考結果につきましては、組長を通じて提出された世帯に通知します。

12月の委員会でも回答させていただいたように、提示する条件基準は、ブロック委員(候補)を選出するにあたり、辞退可能世帯の条件基準を検討したものです。

ブロック委員選出時における辞退可能世帯の条件基準

次項に記した条件を満たした場合においては、ブロック委員(候補)を辞退申請することができるものとします。

- ① 75歳以上の老々世帯（75歳未満の世帯構成員がいない世帯）
- ② 要介護者が同居し、ブロック委員となる者の代わりに介護できる家族がいない世帯
- ③ 18歳以上の同居家族がいない、片親の子育て世帯
- ④ 1人世帯で、且つ、車の運転ができない世帯
- ⑤ 前回ブロック委員、区長、副区長、顧問、現組織での書記、会計、特別会計、監事相談役を終了した年度より、10年経過未満の世帯
- ⑥ 組長担当年度より、5年経過未満の世帯
- ⑦ 神社委員、サポート委員担当年度より、5年経過未満の世帯
- ⑧ 藤岡南コミュニティ会議の諸団体委員、地域会議委員、民生児童委員等、公的役員に就任している世帯
- ⑨ 新入居後、2年経過未満の世帯
- ⑩ 区長が免除することを妥当と判断した世帯

6) 組長役務の明確化について

従来までの組長役務との変更点を明確化させる。

	項目	組長	ブロック委員
1	委員会への出席		○
	(リモート会議等による傍聴者としての参加可能とする)	任意	
2	委員会での審議・承認		○
3	自治区運営の部会活動 (自治区行事の運営対応含む)		○
4	組内への回覧・配布物対応	○	
5-1	組内の異動状況把握① ・新入居者の把握と入居手引き説明 ・組内の慶弔把握 ・長期入院者の把握	○	

	項目	組長	ブロック委員
5-2	組内の異動状況把握② ・世帯転出の把握 (住民台帳管理含む)	○	
6	組内の要援護者把握	○	
7	組内における連絡調整(緊急連絡等)	○	
8	組内における意見の集約	○	
9	組内における問題点等の把握	○	
10	自治区との連絡対応 ・提出書類対応 ・幹旋物等の集金対応 ・組内周辺における状況変化報告 (事務局との直接連絡対応)	○	
11	ファミリーホールの鍵の貸出しと保管	○	
12-1	環境美化活動(組内での作業) ブロック委員(環境交通防犯部会以外)は組員として参加	○	
12-2	環境美化活動(雑草・土嚢袋等の回収活動) ブロック委員(環境交通防犯部会)で対応		○
12-3	草刈機の取扱い講習会 全組長を対象として実施(藤宮川草刈対応準備) ブロック委員(環境交通防犯部会)	○	○
12-4	環境美化活動(藤宮川除草活動)別日に実施 組長は春組対応と秋組対応に分けて実施する ブロック委員(環境交通防犯部会)	○	○
13-1	安否確認(組内)活動(訓練含む) ブロック委員(総務部会以外)は組員として参加	○	
13-2	安否確認活動(自治区内の状況把握対応) ブロック委員(総務部会)		○
14-1	サマーフェスタ企画 ブロック委員(地域文化部会)		○
14-2	サマーフェスタ実行スタッフ 組長・ブロック委員・サポート委員・防災部・他	○	○
15	敬老祝賀会 ブロック委員(地域文化部会)		○
16	藤岡南コミ ふれあいフェスティバル(飲料販売) ブロック委員(地域文化部会)		○
17	自治区防災訓練 組長・ブロック委員・サポート委員・防災部・他	○	○

	項目	組長	ブロック委員
18	藤岡南コミ 防災フェスタ 組長・ブロック委員・サポート委員・防災部・他 * 動員要請人数により変更の可能性あり	○	○
19	ゴミステーション管理 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
20	交通安全週間立哨活動 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
21	融雪剤管理 ブロック委員(環境交通防犯部会)		○
22	藤岡自主防災会としての活動 * 災害発生時の役割を担う(安全確認完了以降) ブロック委員・防災部・他		○

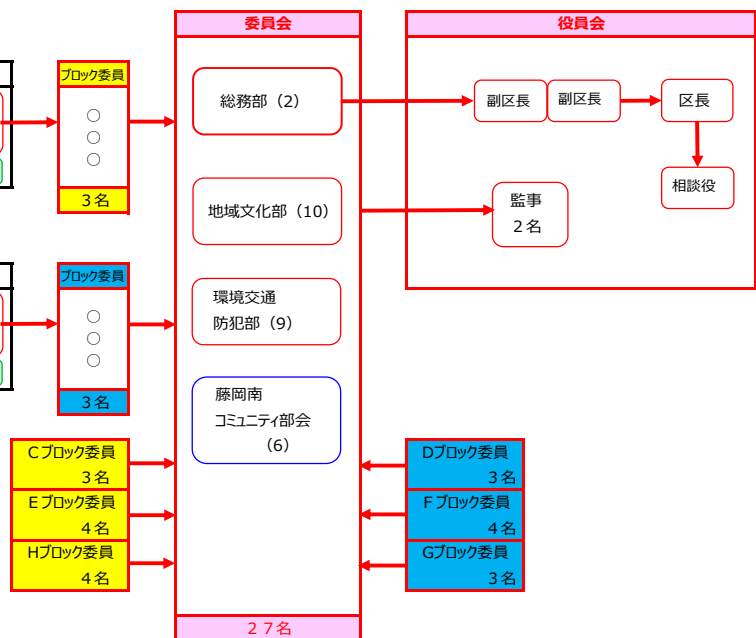
新組織改編時の構成イメージ (世帯数: 2025年8月19日現在)

黄ブロック(例)

Aブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上1組	○	○	28	116 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上2組	○	○	25	
上3組	○	○	40	
上12組	○	○	23	

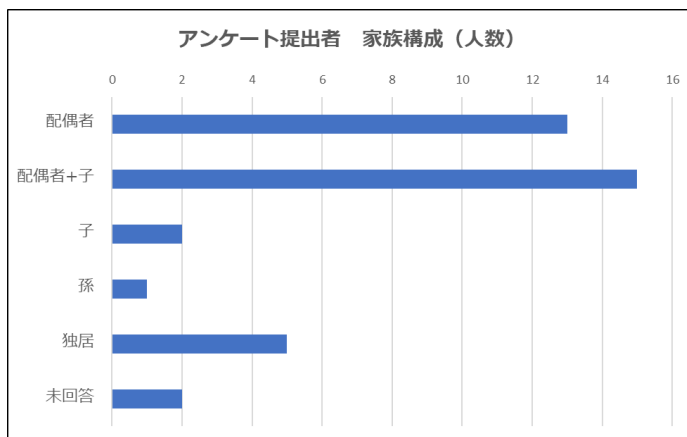
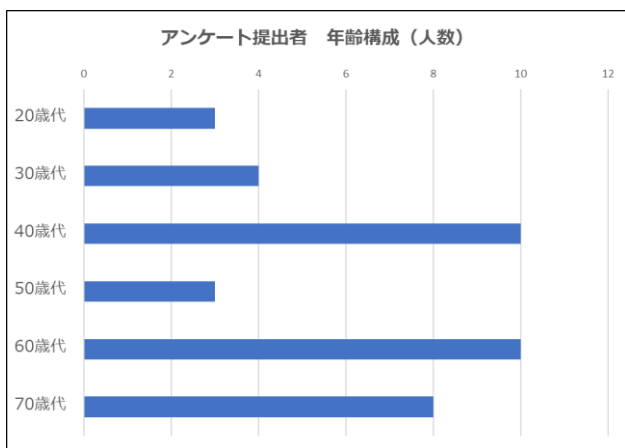
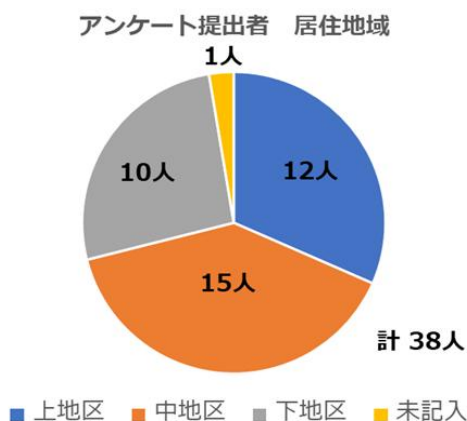
青ブロック(例)

Bブロック	組長	次期組長	世帯数	ブロック委員選出世帯
上4組	○	○	23	88 選出可能 総世帯 辞退可能世帯
上5組	○	○	26	
上11組	○	○	39	



本報告は、2025年11月に実施した藤宮自治区 防災訓練の中で実施したアンケート依頼「ご自宅における防災への取り組み対応状況」に対して、回答いただいた結果を集計したものです。
ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

■ アンケート提出者状況

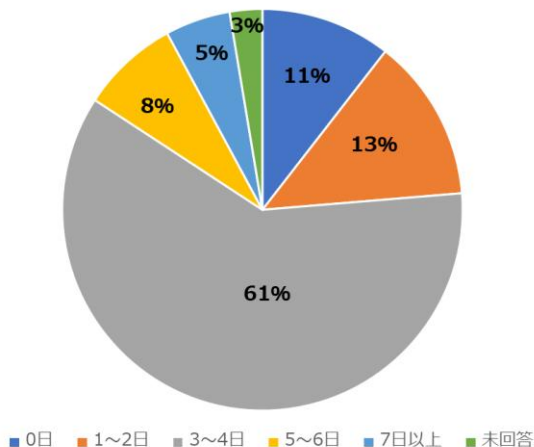


評価

雨の中での防災訓練となり、一般区民の参加が少なかったことが少し残念でした。

■ 食料・飲料水の備蓄保有状況

食料・飲料水の備蓄保有状況
災害発生時 家族全員がおよそ何日過ごせますか



災害時のライフラインが普及する期間は、発生から3日～7日間程度といわれています。その間、コンビニやスーパーなどの機能も停止してしまうため、自分や家族用として3日～7日間分の食糧の確保が必要となります。

備蓄の目安は最低限

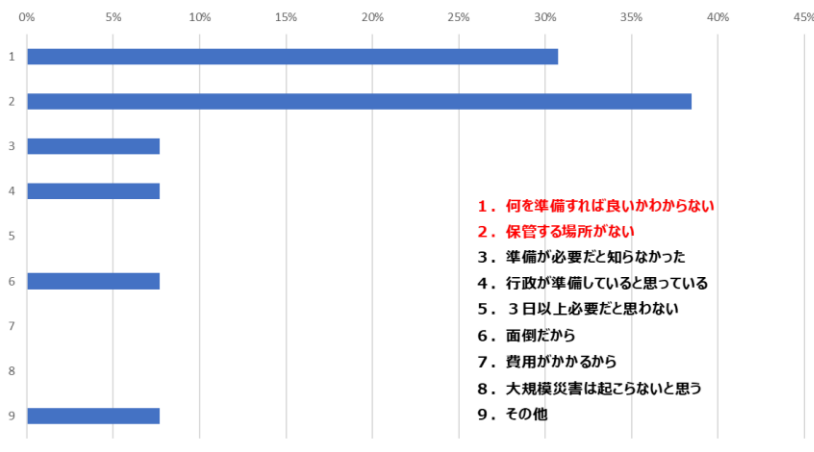
家族の人数×3日分

できれば1週間分を備蓄しておくとい良いでしょう。

評価

概ね75%程度のご家庭が3日以上分の備蓄保有ができている状況で良い傾向と思われます。

3日以上分の食料・飲料水を準備できない理由



評価

3日以上分の食料・飲料水を準備できない理由を問いてみますと、①何を備蓄すれば良いかわからない
②保管する場所がない というのが大きな理由となっていました。
まずは、水と食料。最低でも3日分を備蓄するようにしましょう。

■ 備蓄品：水

1人1日、約3ℓが目安。最低でも3日分、可能であれば1週間分を用意。

家族の人数分を掛け算した数が最低限の量となります。

■ 備蓄品：食料

最低でも3日分、可能であれば1週間分を用意。食料はふだん食べる物を多めに購入。

消費したら買い足す「ローリングストック法」で備蓄しましょう。

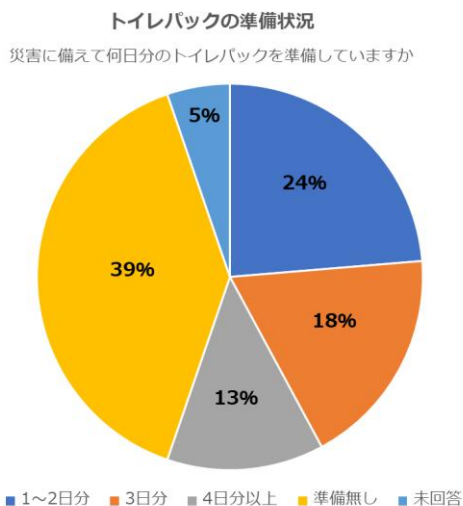
■ 備蓄品の保管場所

備蓄品のストックについてよく言われるのは、「置く場所がない」ということです。

確かに水だけでもかなり場所を取ってしまうので、クローゼットや押し入れに入りきらないという問題が出てきます。

そこでおすすめしたいのが“すきま収納”です。これは玄関のわき、キッチン棚の足元などのすきまに、備蓄品を分散して置くというやり方。つまり、家全体を防災倉庫だと考えるのもひとつの案かと思えます。

■ トイレパック（使い捨て携帯トイレ等）の備蓄保有状況



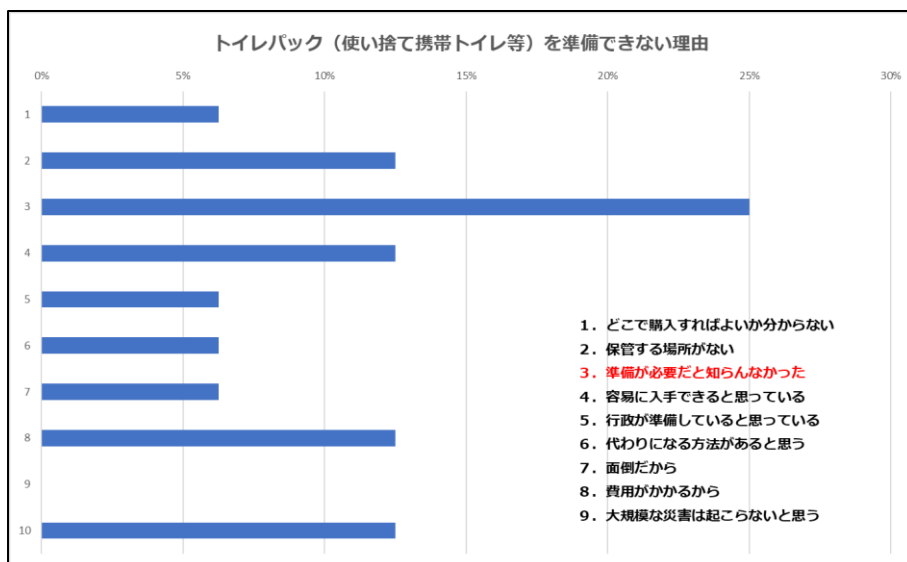
トイレの問題は命や尊厳に関わります。

災害時にはトイレの頻度を減らすため水分を控え体調を崩すなどの健康被害や、女性が屋外で性的被害にあうなどの問題も起きています。

また断水時や停電時には、トイレが使用できないことがあります。「携帯トイレがあれば大丈夫」と思っても、トイレの回数は**1人1日約5回**。家族4人なら1日20回分、1週間なら140回分が必要となります。

評価

水や食料の備蓄と比較してみると、備蓄保有状況は十分でない傾向に見受けられます。



評価

トイレパック（使い捨て携帯トイレ等）を準備できない理由を問いてみますと、③**準備が必要だと知らなかった** というのが大きな理由となっていました。

食事とは異なり排泄は生理現象であり、我慢が難しいため、**備蓄の優先順位が高い**です。

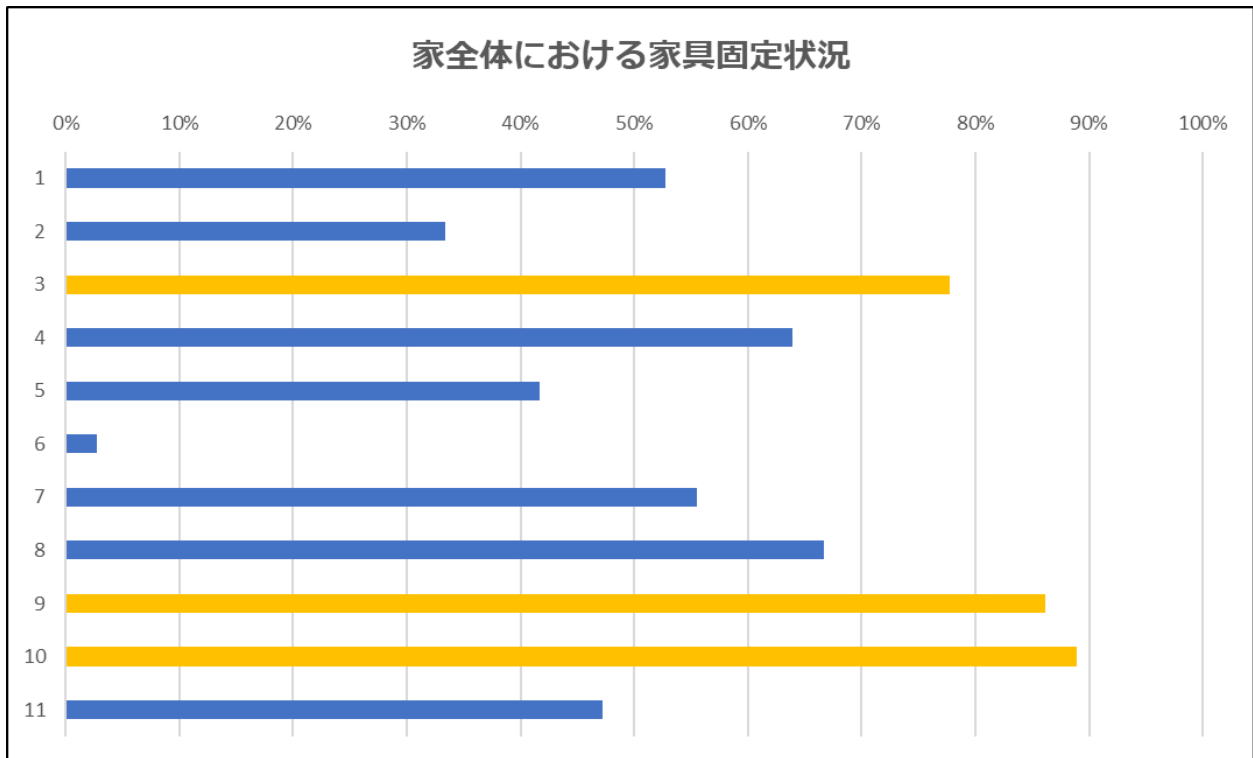
是非とも多めに備蓄保管してください。

■ 災害時にトイレパック（使い捨て携帯トイレ等）がなぜ必要になるのか

災害時に携帯トイレが必要なのは、**断水・停電・配管損傷**などで**通常の水洗トイレが使えなくなる**ためです。トイレが使えないと**排泄を我慢**することになり、**水分摂取を控えて脱水症状やエコノミークラス症候群感染症**などを引き起こし、**災害関連死**につながる危険があるからです。

携帯トイレは**水がなくても**使え、衛生的で、避難所だけでなく在宅避難時にも不可欠な備えです。

■ ご家庭における家具類固定状況

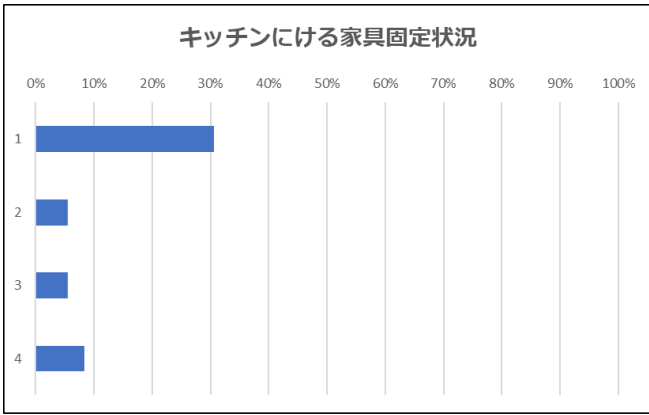


1. 高さ（こどもの肩の高さ以上）のある家具は、全て家具固定してある
2. 食器、衣類等の収納庫は備え付けで、高さのある家具等はない
3. **家具が転倒してもドアや通路をふさがらないようにしてある**
4. 家具が転倒しても家族に覆いかぶさってこない置き方をしている
5. 上下に分かれる家具は連結固定している
6. 家具のガラスには飛散防止フィルムを貼っている
7. キャスター付き家具はキャスターロックしてある
8. 家具の上に重い物、壊れやすい物、不安定な物を置いていない
9. **重い物はできるだけ下に収納し、重心を低くしている**
10. **家具を部屋の中央に間切りとして置いていません**
11. 粘着マットは難燃性のものを使用している

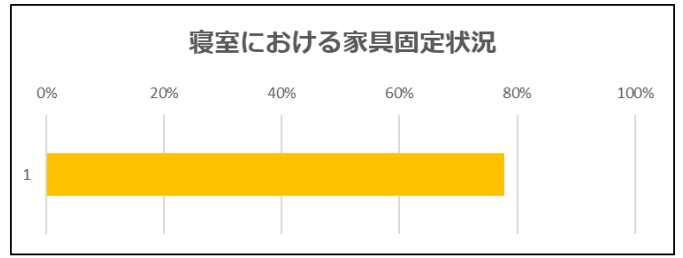
評価

近年の地震による負傷者の3～5割は家具等の転倒、落下、移動によるものが原因となっています。地震による家具の転倒は、レイアウトや置き方などを工夫することも重要です。

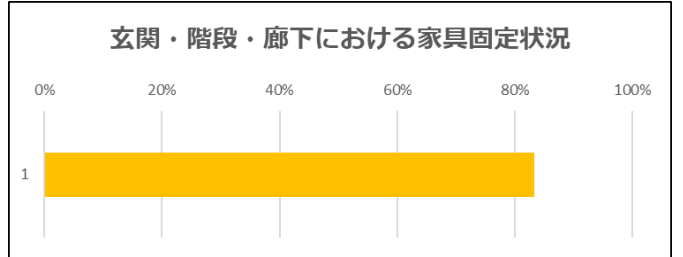
ご家庭における家具固定状況を問いてみますと、家具類等の固定ができている家庭は約半数程度でありましたが、**③家具が転倒してもドアや通路をふさがらないようにしてある** **④重い物はできるだけ下に収納し重心を低くしている** **⑩家具を部屋の中央に間切りとして置いていません** ということで、避難経路を確保する意識は概ね高くなっている傾向がわかります。しかしながら、家具の飛散防止フィルムを貼ることは、なかなか手が回っていない状況が見受けられます。避難の際に足元を負傷しない対策等も必要です。やろうと思っているが、先延ばしになっていることも多いかと思われます。しかしながら、災害発生時に家具類が転倒することで、**けが・火災・避難障害を防ぐためにも、リスク対策を実施していきましょう。**



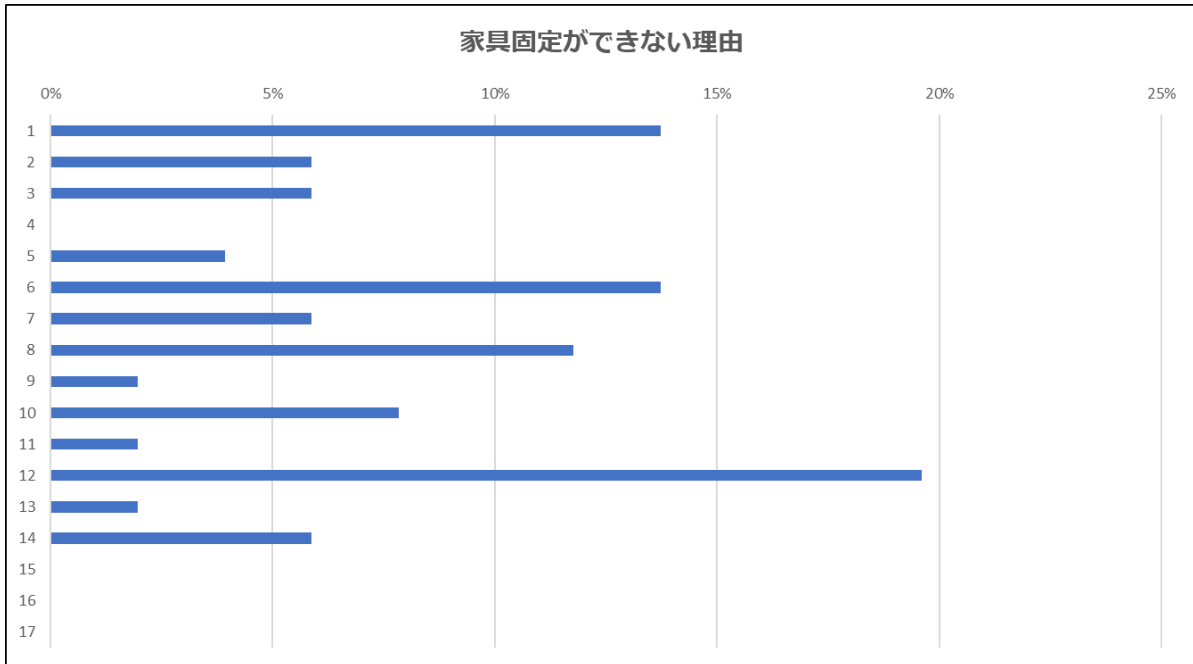
1. 冷蔵庫の転倒防止がしてある
2. 冷蔵庫の中身の飛び出し防止がしてある
3. 電子レンジを固定している
4. 収納物の飛び出し防止がしてある



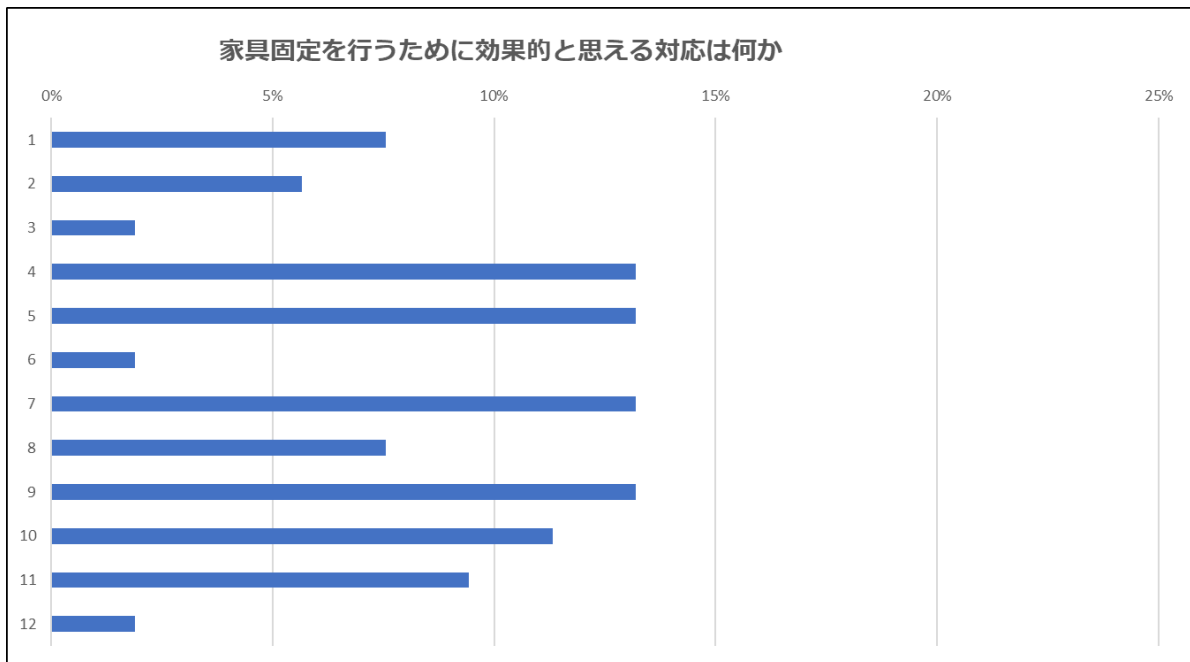
1. ベットや布団へ倒れる方向に家具を置いていない



1. 避難動線上に物を置いてない



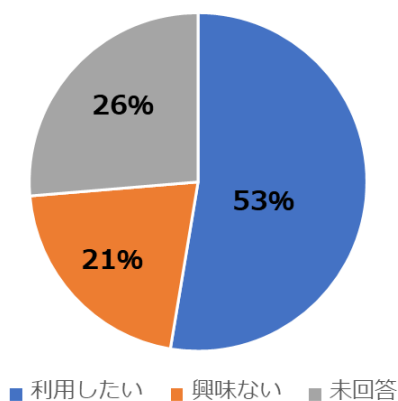
1. 寝室やリビングには家具を置いていない
2. 備え付けの家具以外は、背の低い家具としている
3. 重い物は家具の下の方に置き、転倒の心配が無いようにしている
4. 賃貸住宅なので、柱や壁に傷がつく方式での家具固定はできない
5. 建物や家具を傷める
6. 手間がかかる
7. 費用がかかる
8. 面倒だ
9. 時間がない
10. 固定方式がわからない
11. 固定した器具類で部屋の見た目が悪くなる
12. やらうと思っているが、先延ばしにしている
13. 地震が起きても家具が転倒するとは思わない
14. 家具が転倒しても危険ではない
15. 固定しても効果がない
16. 地震が起きると思っていない
17. その他



1. 周りの人が家具固定をしていると家具固定をするようになる
2. 家具固定をしなくても家具が倒れないようにしてほしい
3. シートベルトと同じように家具固定をしないと罰則がある
4. 家具固定をすると減税される、ポイントがもらえるなどのメリットがある
5. 家具を買うと家具固定の器具と取り付けの説明書がついている
6. 家具や電気製品は固定していないと保証されない
7. 家具を固定しないと普段の生活の中でも怪我をすることがあることを啓発する
8. 家具固定をしていない場合と、している場合との被害状況の比較写真や比較動画を啓発する
9. 地震発生時の甚大な被害について啓発する
10. 家具固定の支援制度があり、作業を依頼することができる
11. 家具の配置場所や部屋の整理について相談することができる
12. その他

■ 防災グッズの斡旋があれば利用したいですか

防災グッズの斡旋があれば利用したいですか



災害時に必要な最小限のアイテムをコンパクトにまとめて持ち歩けるように袋やバッグ(ポーチ)に詰めた防災ポーチの斡旋があれば利用したいかを問いました。

概ね半数以上から「利用してみたい」との回答をいただきました。今後の計画として検討していきたいと思います。

令和8年1月吉日

藤営自治区の皆様**豊田市立中山小学校における改修工事について（お知らせ）**

寒冷の候、地域住民の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は本市行政に関し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

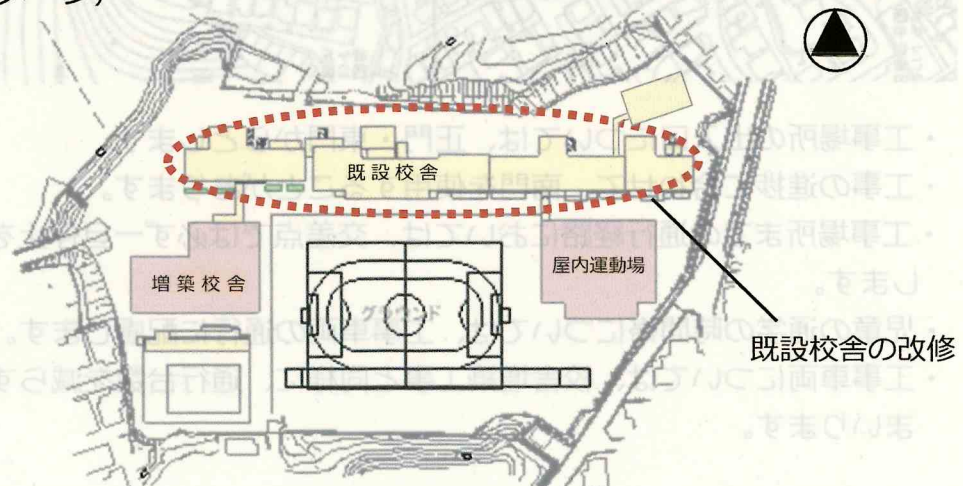
この度、令和6年度より工事を進めてまいりました豊田市立中山小学校の校舎増築工事完成に伴い、既設校舎等の改修工事が始まりますので、お知らせします。

引き続き、地域住民の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、十分な配慮・注意を払って工事を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

記

工事名	豊田市立中山小学校改修工事
工事期間	令和8年2月上旬～令和9年1月下旬（予定）
工事時間	午前8時～午後6時（予定）
工事概要	既設校舎の改修
工事場所	裏面参照
施工業者	太啓建設株式会社
その他	上記工事のほか、グラウンドにおいて遊具設置工事を予定しています。

●配置計画図（イメージ）



<問合せ>

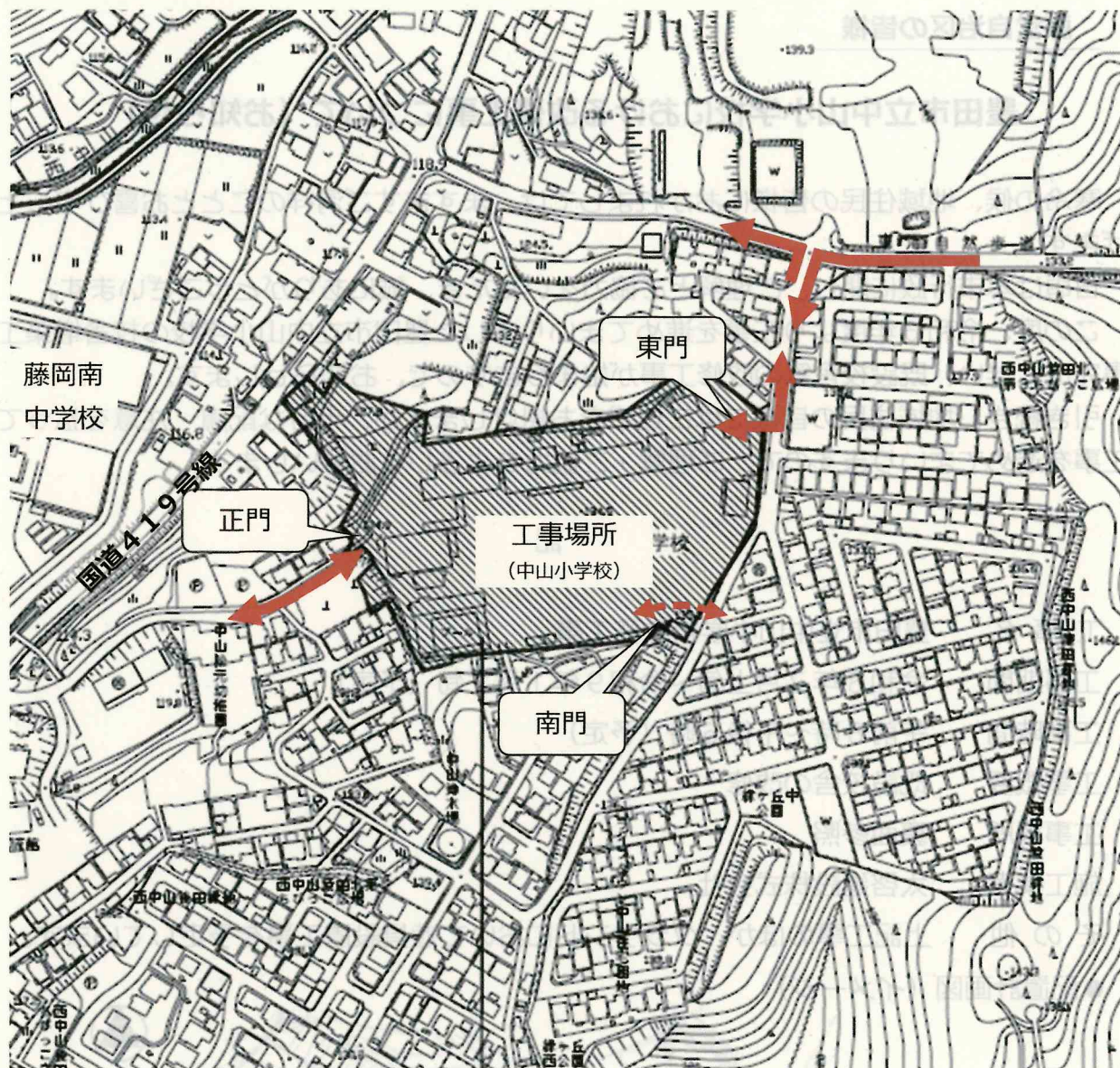
豊田市 教育委員会 学校づくり推進課 鍋倉、岸本

電話：0565-34-6659

FAX：0565-35-4551

E-mail：gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

【工事場所の概要】



- ・ 工事場所の出入口については、正門・東門からとします。
- ・ 工事の進捗に合わせて、南門を使用することがあります。
- ・ 工事場所までの通行経路においては、交差点では必ず一旦停止をし、安全運転をします。
- ・ 児童の通学の時間帯については、工事車両の通行に配慮します。
- ・ 工事車両については、校舎増築工事と同様に、通行台数を減らすよう取り組んでまいります。

<安全関係>

本館 総務 課長 市田 豊

電話: 0262-34-6629

FAX: 0262-32-4251

E-mail: gakkoushikun@city.fujieda.lg.jp

地域包括支援センター



藤岡の楽園 通信

2025年度 冬号

社会福祉士
小堀友暉

誰もが自分らしく暮らせる藤岡南地区を目指して、今年も取り組んでいきます

社会福祉士
杉山真佑美

地域の方の声に耳を傾け、その人らしさを大切にしたいライフスタイルが持続できるよう、地域での暮らしを支えています



保健師
野村知弘

自分らしく生活できるように趣味活動を通して明るく、健康的な藤岡南地区を目指します。

社会福祉士
辻中美砂子

認知症があっても安心して暮らし続けられる地域づくりに今年も取り組んでまいります。

脳トレひろば 数独

8	1		2	3				
	4	3	5					9
5	7		8			2		3
			1			4		5
			7	8	1			2
1	3	2				7	9	
			3			6		
6	8			2				5
			8		9			

ルール

タテ列、ヨコ列、太線で囲まれた3×3のブロックのどれにも1から9までの数字が1つずつ入るようにします

10月26日 ふれあいフェスタにて ブース出展しました



ブースでの展示以外に、包括が毎年実施している「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を今年も実施しました。参加者より「昨年も参加しました」等の声を数多くいただき、参加者の地域内での役割意識が高まっていることを実感しました！



介護・高齢者の相談窓口

地域包括支援センター 藤岡の楽園

【住所】 豊田市西中山町オケ洞10-5

【営業時間】 月～金曜日 8:30～17:30

☎ 0565-75-1258

FAX 0565-76-0200



藤岡南地区内で、企業名を名乗って 個人情報聞き出そうとする 電話が頻発しています

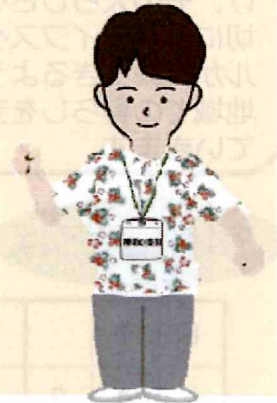
大手郵便会社を名乗る人物から「送った荷物が別のところに届いたので、**運転免許証とマイナンバーカード**の番号を教えてください」と電話があった。



怪しい電話があったら、警察にご相談ください!!

- 郵便物が届いてないからといって**運転免許証**や**マイナンバーカード**の情報を聞き出すことはありません!
- 親族の事故等を用いた「**オレオレ詐欺**」や架空の給付金振り込みをするために**口座情報**を聞き出す「**給付金詐欺**」にも要注意!
- 電話だけでなく、必要以上に不安をあおる「**訪問販売**」や「**リフォーム業者**」等にも気をつけて下さい!

だまされないで!



クイズで対策! 特殊詐欺!!



おばあちゃんオレだけど、交通事故起こしちゃってお金がいるんだ50万振り込んでくれない?

そうねえ、..

- ①心配になってあわてて振り込む
- ②電話をいったん切り家族に確認した後、警察に相談する



正しい対応はどっち?

数独の答え

8	1	9	2	4	3	5	7	6
2	4	3	5	6	7	8	1	9
5	7	6	8	1	9	2	4	3
7	6	8	1	9	2	4	3	5
4	9	5	7	3	8	1	6	2
1	3	2	4	5	6	7	9	8
9	2	1	3	7	5	6	8	4
6	8	4	9	2	1	3	5	7
3	5	7	6	8	4	9	2	1

②

クイズの答え

親子で一緒に
学びましょう

包括的 性教育

男の子と女の子の
体の違いって？

みんな違っていいの？
あかちゃんって
どうやってうまれるの？

2026.2.8 日 10:00-11:30

(会場は9:30~)

in 藤岡南交流館 多目的ホール

対象：幼児から小学校低学年とその保護者20組（先着順）

参加費：1家族500円（大人追加1人500円）

スケジュール：10:00~10:40 親子講座

- ・体にまつわる権利
 - ・境界線と同意
 - ・成長につれておとずれる体の変化など
- その後、30分ほど大人向けにお話しあり。

子どもさんは
待っている間
読み聞かせや
からだ絵合わせで
あそびますよ



講師：伏田 綾

お申し込みは
こちらから



助産師。性教育実践26年
260団体・約1.7万人に講演。
柔らかい声とひまわりの様な
笑顔で、誰もが尊重される関係を
育むオーダーメイド性教育を届ける。

お問い合わせ
ふじなんリアン
インスタグラムまで



地域貢献グループ 切れ味復活隊



令和4年藤岡南交流館の講座から誕生した自主グループ「トッキーズ」のメンバーが、丁寧に刃物の砥ぎ方をお教えます。

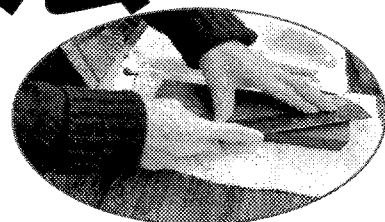
第16回

包丁砥ぎ体験会

令和8年

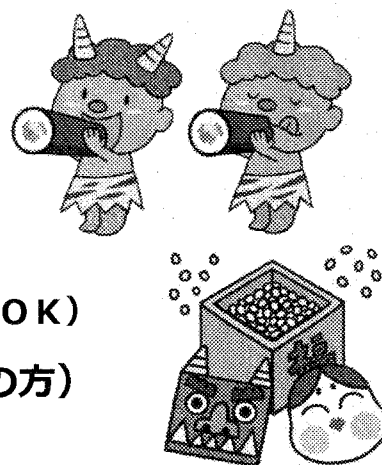
2月12日(木)

10:00~11:00 [受付開始9:45~]



《★刃物砥ぎも受付致します。料金確認は下記に記載》

- ・会場：藤岡南交流館 大会議室
- ・対象：どなたでも(成人)
- ・定員：先着8名
- ・参加費：100円(当日受付にて徴収)
- ・持ち物：包丁 (他：草刈り鎌、剪定バサミOK)
・雑巾・新聞紙・砥石(お持ちの方)



◎申込み：1月22日(木) 9:30~

藤岡南交流館 窓口または電話75-1707

(事前申込み不要)

◎砥いで貰いたい方、下記日程でも実施致します。(1人2本~3本まで)

◆3月12日(木)刃物砥ぎ

◆4月9日(木)刃物砥ぎ

・場所：藤岡南交流館 大会議室
・砥ぎ時間：10時~11時
・受付時間：当日9時30分~10時
(大会議室)受付までご持参ください。

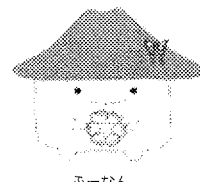
★【対象刃物・料金】

- ・文化包丁一丁200円、
- ・草刈り鎌一本200円、
- ・剪定バサミー一本200円、
- ・裁ちばさみ以外のハサミー一本200円 (裁ちばさみはまだ扱っていません)

★【不要な包丁、無料で回収致します】2025年4月1日~実施

◎回収場所⇒・藤岡南交流館、受付窓口までお持ち下さい。

【問合せ】藤岡南交流館 TEL:75-1707



ふーなん



藤岡南交流館HP

サロンふじなん

お陰さまで10周年♪

魂音 Singer きき 弾き語りライブ



素敵な歌と、心に染み入るトークで心が洗われます

プロフィール：

物心ついた頃にはずっと歌っていたわたしが、いつしかプロとして魂音@singer、トレーナーになり、音という振動で遊ぶ日々、今日も皆さんと共振共鳴しながら一緒に楽しみたい！一緒に楽しんでいただけたら嬉しいです♪

と き：令和8年2月14日(土)

開場 10:00 開演 10:15～

ところ：藤岡南交流館 多目的ホール

参加費：無料

対象：どなたでも 先着40名様
事前申込み不要

演奏予定曲目

- ・地球儀
- ・愛燦燦
- ・The Rose
- ・You raise me up
- ・イマジン など♪

(小さなお子様連れも歓迎です♪)

次回予告 3月7日 AM(土)は、親子で楽しむ抹茶体験会♪
サロンふじなんは藤岡地区のボランティアで運営しています。
一緒に活動して頂ける方を募集しています。

問合せ：末崎 09-4155-0541



地域を探訪ウォーキング

～田茂平自治区編～

令和8年2月21日(土)

8:30～12:00

集合場所：藤岡南交流館 駐車場

集合時間：8時30分

定員：先着30名

対象：どなたでも

参加費：無料

持ち物：タオル、飲み物 ※当日は1人1本、お茶又は水が付きます

服装：帽子、歩きやすい靴と服装

申込み：1月13日(火)～2月13日(金)まで

藤岡南交流館窓口、又は電話で受付

TEL 75-1707 (9:30～21:00)

🌂 ウォーキングコース行程 🌂

藤岡南交流館

8:30 集合

9:00 発



昭和の森散策(東海自然歩道)



阿弥陀堂(田茂平町平成)



八幡神社(田茂平町平地)



藤岡南交流館

12:00 到着・解散



昭和の森



阿弥陀堂



藤岡南交流館HP



八幡神社

雨天時について

雨天は中止となります。※小雨決行(前日の正午に決定します)

中止の情報は、藤岡南交流館ホームページにてご確認ください。

電話連絡が必要な方は、受付時に申し出ください。